

バリエーション

変額保険(有期型) 無配当



- ◆この保険は、経済情勢や特別勘定の資産の運用実績によっては大きな保障を期待できますが、一方で、株価の低下や債券価格の下落、為替の変動等によるリスクが発生する場合があります。
- ◆この保険のご提案にあたっては、お客さまの知識・経験・財産の状況・生命保険への加入目的などを事前にお伺いします。
- ◆この保険は、変額保険販売資格を持った担当者がお取り扱いします。

特長

特別勘定の資産の運用実績に応じて、保険金額が変動(増減)します。

保険料は一定で、死亡・高度障害状態のときには特別勘定の資産の運用実績に応じた死亡・高度障害保険金(基本保険金額+変動保険金額)をお支払いします。運用実績にかかわらず基本保険金額のお支払いは保証します。

- 特約の保険金額・給付金額は、運用実績によって変動しません。

満期時には、満期保険金を受け取れます。

満期をむかえられたときは、満期保険金をお支払いします。満期保険金額は運用実績に応じて変動(増減)し、最低保証がないため、運用実績によっては、基本保険金額を下まわることがあります。

解約返戻金額も運用実績に応じて増減します。

ご契約を解約された際にお支払いする解約返戻金額は、運用実績に応じて日々増減し、最低保証はありません。

運用対象として8つの特別勘定があります。

運用方針の異なる8つの特別勘定の中から、運用対象として1つないし複数の特別勘定をお選びいただけます。

- 詳細についてはP.3「特別勘定の種類と運用リスク」をご覧ください。

積立重視、保障重視の2つのタイプがあります。

運用実績に応じて変動(増減)する変動保険金額の取扱方法は、積立機能を重視した「オプションA」と、保障機能を重視した「オプションB」の2種類からお選びいただけます。

- ご契約後にオプションBからオプションAに変更できます。オプションAからオプションBへの変更はできません。
- 詳細についてはP.2「オプションAの仕組」「オプションBの仕組」をご覧ください。

保険料の高額割引制度があります。

基本保険金額が所定の額以上の場合、保険料が割引になります。

- 一時払のご契約の場合は、保険料の高額割引がありません。

身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みは不要です。

不慮の事故により、事故日から180日以内に被保険者が所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが不要になります。

契約者貸付をご利用いただけます。

- 詳細については最終ページをご覧ください。

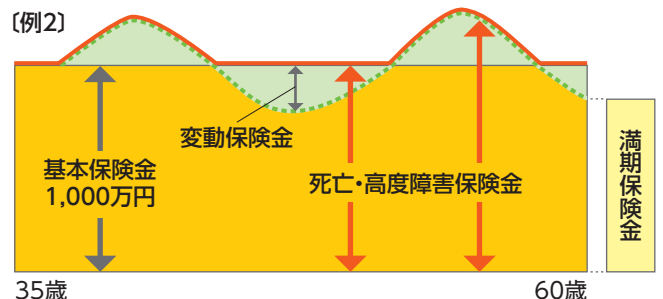
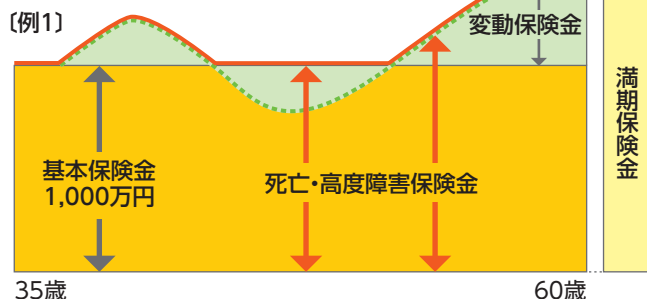
⚠ 運用実績によっては満期保険金額・解約返戻金額が払い込まれた保険料の合計金額を下まわる場合があり、損失が生じるおそれがあります。

仕組とご契約例

図はイメージです。

- 被保険者：35歳
- 基本保険金額：1,000万円
- 保険期間：60歳満期
- 保険料払込期間：60歳まで
- 個別毎月払保険料
- 男性：28,390円 女性：27,850円

運用実績が3.5%を上まわった場合は変動保険金額がプラスになり、3.5%を下まわった場合はマイナスになります。したがって、下図(例1)【例2】のように保険金額は上下し一定ではありませんが、死亡・高度障害保険金は基本保険金額のお支払いを保証します。詳細についてはP.5「特別勘定の資産の運用実績例」をご覧ください。





保険金のお支払い事由 (詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

お支払いする保険金	お支払い事由	お支払い額	お受け取りになる人
死亡保険金	死亡したとき	基本保険金額と死亡した日の変動保険金額の合計額。ただし、基本保険金額を下まわることはありません。	死亡保険金受取人
高度障害保険金	傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態になったとき	基本保険金額と高度障害状態に該当した日の変動保険金額の合計額。ただし、基本保険金額を下まわることはありません。	被保険者(保険契約者と死亡保険金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者)
満期保険金	保険期間満了時に生存しているとき	保険期間満了時の積立金額。 運用実績によっては、基本保険金額や払い込まれた保険料の合計金額を下まわることがあります。	満期保険金受取人

■ いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、その後の保障はなくなります。



オプションA (積立機能重視) の仕組み

図はイメージです。

積立機能を重視した変額保険です。

特別勘定の資産の運用実績が3.5%を超えた場合、オプションBと比べ、オプションAの積立金のほうが大きくなります。

■ ご契約後、オプションBに変更することはできません。

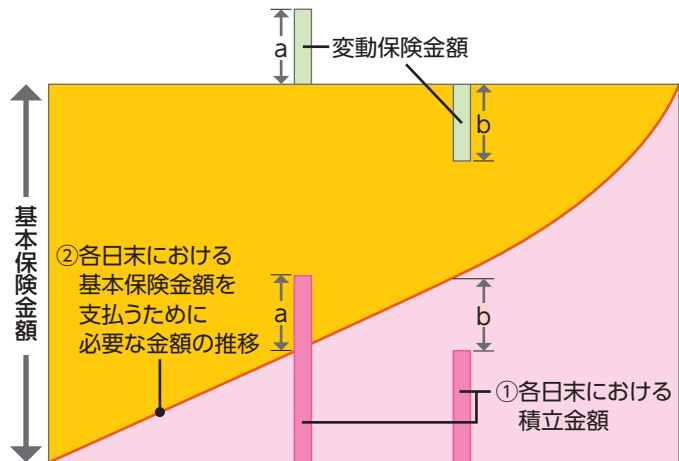
変動保険金がプラスの場合(右図a)、変動保険金額を減額することができます(年2回まで)。

変動保険金額を減額した場合には、同額の積立金額が減少します。なお、基本保険金額は変更されません。

運用実績に応じて、変動保険金額は毎日変動(増減)します。

次の①と②の差額(①-②=右図aまたはb)が変動保険金額となります。

- ①各日末における積立金額
- ②各日末における基本保険金額を支払うために必要な金額
- 変動保険金額がマイナスのとき(右図b)でも、死亡・高度障害状態のときには基本保険金額のお支払いを保証します。



オプションB (保障機能重視) の仕組み

図はイメージです。

保障機能を重視した変額保険です。

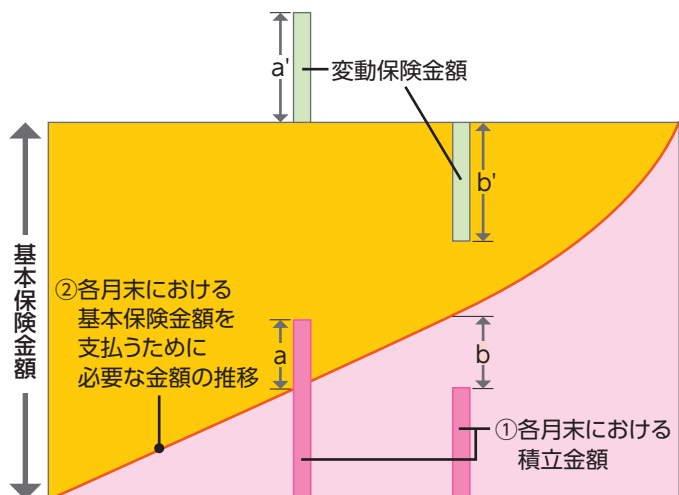
特別勘定の資産の運用実績が同一の場合、原則、オプションAと比べ、オプションBの変動保険金額のほうが大きくなります。

■ ご契約後、オプションAに変更することができます。

変動保険金額は運用実績に応じて毎月1日に変動(増減)し、月内は一定です。

次の①と②の差額(①-②=右図aまたはb)をもとに、会社所定の方法で変動保険金額(a'またはb')を毎月1日に計算します(a<a', b<b'となります)。

- ①各月末における積立金額
- ②各月末における基本保険金額を支払うために必要な金額
- 変動保険金額がマイナスのとき(右図b')でも、死亡・高度障害状態のときには基本保険金額のお支払いを保証します。
- 変動保険金額がプラスのときでも、変動保険金額を減額することはできません。





特別勘定の種類と運用リスク

特別勘定とは、変額保険と変額個人年金保険にかかる資産を他の保険種類の資産と区分し、独立して管理・運用を行う勘定のことです。ご契約時には、運用方針の異なる次の8つの特別勘定の中から、ご自身のご契約の資産を運用する特別勘定を1つないし複数選択できます。

■ 繰入比率の変更

これから払い込む保険料のうち特別勘定で運用される金額を各特別勘定にどのような割合で投入するか(繰入比率)を、1%単位で指定できます。保険料の払込方法が一時払の場合を除き、繰入比率は、保険料払込期間中であればいつでも変更可能です。

■ 積立金の移転

積立金は、ご契約後、年12回の範囲内において、いつでも他の特別勘定へ移転できます。

■ 各特別勘定への資産の繰入比率を変更した場合や、積立金を移転した場合、選択された特別勘定の種類によっては運用リスクが変わることがあります。

資産運用について

- ①各特別勘定は、特別勘定資産の着実な成長と長期的観点に立った収益の確保を目的として、安定的に運用します。
- ②リスク分散の観点から投資する資産が少数銘柄に偏ることなく、複数の銘柄に配分し、バランスのとれた運用を行います。
- ③世界コア株式型・世界株式型・世界債券型においては、原則として外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。
- 各特別勘定の具体的な投資対象は、国内外の経済、金融情勢、株式・公社債市場の動向などを勘案して決定します。
- 特別勘定の詳細については「特別勘定のしおり」をご覧ください。

	ベンチマーク	運用方針	主な運用リスク 左記の運用方針に基づき運用を行うため次の要因により積立金に損失が生じるおそれがあります。
株式型	日経平均株価	上場投資信託(日経225型ETF)を主体に投資を行い、株式市場との連動性を確保します。さらに、国内株式への分散投資も行うことで、中長期的にベンチマークを上まわる運用成果の獲得を目指します。	国内株式の価格変動 など
日本成長株式型	TOPIX (配当金込)	追加型株式投資信託「フィデリティ・日本成長株・ファンドVA3(適格機関投資家専用)」に投資を行います。当該投資信託は、主としてわが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます)されている株式を主要投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行うことを基本とします。	国内株式の価格変動 など
世界コア株式型	MSCI ワールド・ インデックス (配当込・円ベース)	追加型株式投資信託「ワールドエクイティ・ファンドVL<適格機関投資家限定>」に投資を行います。当該投資信託は、国内外の株式等に投資を行い、ベンチマークを上まわる投資成果の獲得を目指して運用を行います。	日本を含む世界各国の株式の価格変動、外国為替レートの変動 など
世界株式型	MSCI ワールド・ インデックス (配当込・円ベース)	有力な無形資産(ブランド)を保有する企業に注目し、更にファンダメンタルズ分析を行うことにより世界各国の株式に分散投資を行い、中長期的にベンチマークを上まわる運用成果の獲得を目指します。	日本を含む世界各国の株式の価格変動、外国為替レートの変動 など
債券型	—	中長期的に安定した運用利回りを確保することを目標に、円貨建債券を中心としたポートフォリオを構築してまいります。債券ポートフォリオから安定した利息収入を確保しつつ、債券・転換社債、外貨建外国債券等の売買により売却益を獲得し、安定した運用成果の獲得を目指します。	国内の金利の変動、債券発行体の財務状況の変化 など
世界債券型	シティ 世界国債 インデックス (ヘッジなし・円ベース)	金利の分析により、実質金利が高く、長短金利差が大きく、かつ経済環境が良好と判断される国に投資を行い、中長期的にベンチマークを上まわる運用成果の獲得を目指します。	日本および世界各国の金利の変動、債券発行体の財務状況の変化、外国為替レートの変動 など
総合型	—	円貨建債券ポートフォリオから安定した利息収入を確保しつつ、経済・金融情勢を分析し、中長期的に投資リスクに比べて期待収益率が高いと判断される資産に積極的に資産配分を行います。	国内の金利の変動、債券発行体の財務状況の変化、国内株式の価格変動 など
短期金融市場型	短期金利 (無担保コール 翌日物など)	短期債券および短期金融商品中心に投資を行い、短期金利程度の運用利回りの確保を目標として運用を行ってまいります。	国内の金利の変動、債券発行体の財務状況の変化 など

次の時期から特別勘定にて運用されます。

◆ 保険料の払込方法が月払・半年払・年払のいずれかの場合

①第1回保険料

当社が第1回保険料を受け取った日と、保険契約のお申し込みを承諾した日のいずれか遅いほうを基準日とし、その基準日が属する期間に応じて、運用開始日が定まります。

基準日	運用開始日
1日～15日の場合	基準日の属する月の翌月1日
16日～末日の場合	基準日の属する月の翌月16日

②第2回以降の保険料

保険料の払込方法(回数)に応じた契約応当日*から運用されます。

* 契約応当日に第1回保険料の運用が開始されていない場合、払込期月の到来した第2回以後の保険料は、第1回保険料と同日に運用が開始されます。

◆ 保険料の払込方法が一時払の場合

当社が保険契約のお申し込みを承諾した日	運用開始日
契約日前の場合	契約日
契約日以降の場合	承諾した日の翌日



諸費用について

次の費用を保険料や積立金から控除します。

特別勘定運営費用

特別勘定の運営に要する費用については、積立金から実費を控除します。なお、2016年度の控除率(年率・税込)は下記のとおりです。

株式型	日本成長株式型	世界コア株式型	世界株式型
0.0483%	0.0351%	0.0554%	0.5063%
債券型	世界債券型	総合型	短期金融市場型
0.0301%	0.0301%	0.0448%	0.0301%

- 上記の控除率はあくまでも2016年度の実績です。運営費は実費を控除していますので、今後も表中の控除率が継続するわけではありません。
- 投資信託にて運用を行う場合、投資信託で運用されている資産から信託報酬などが別途控除されます。2017年3月末現在、各特別勘定にて投資する投資信託の信託報酬(税込)は右記のとおりです。

〔株式型〕

- 日経225連動型上場投資信託(野村アセットマネジメント株式会社) 年率0.2592%以内
- 上場インデックスファンド225(日興アセットマネジメント株式会社) 年率0.3024%以内
- ダイワ上場投信-日経225(大和証券投資信託委託株式会社) 年率0.1728%以内

〔日本成長株式型〕

- フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3(適格機関投資家専用)(フィデリティ投信株式会社) 年率0.9504%

〔世界コア株式型〕

- ワールドエクイティ・ファンドVL<適格機関投資家限定>(ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社) 年率0.216%

〔総合型〕

- 日経225連動型上場投資信託(野村アセットマネジメント株式会社) 年率0.2592%以内
- ダイワ上場投信-日経225(大和証券投資信託委託株式会社) 年率0.1728%以内

保険関係費用

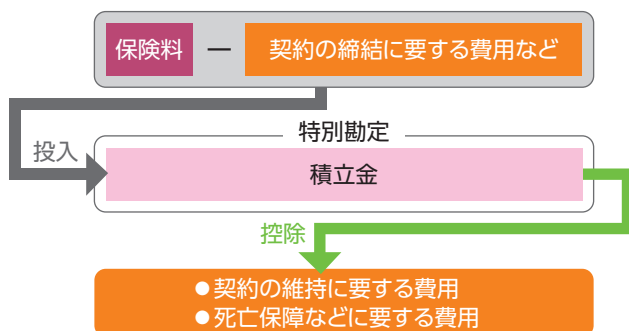
保険契約の締結・維持および保障に必要な費用など(以下、保険関係費用)を保険料や積立金から控除します。なお、保険関係費用は被保険者の性別・契約年齢などにより異なるため、費用の合計額またはその上限額を表示できませんのでご了承ください。

保険料の払込方法が月払・半年払・年払のいずれの場合

〔保険料払込期間中〕

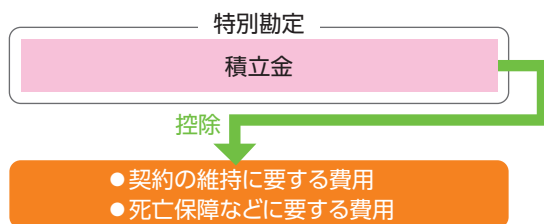
保険料をお払い込みいただいた際には、保険料から保険契約の締結に要する費用などを毎回控除します。また、保険契約の維持・死亡保障などに要する費用を積立金から毎月1日*1に控除します。

*1 第1回保険料等を特別勘定に繰り入れる日が1日でない場合は、繰り入れる日



〔保険料払込期間満了後〕

保険契約の維持・死亡保障などに要する費用を積立金から毎月1日に控除します。



〔解約・減額をした場合〕

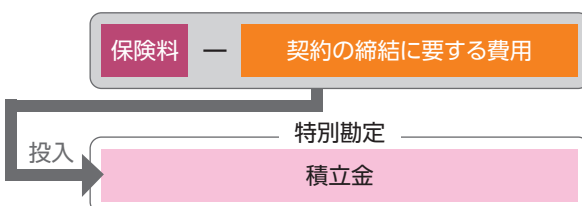
第10保険年度のすべての保険料の払込が終了する前、かつ保険料払込期間中に保険契約を解約・減額された場合、解約控除費用を積立金から控除します。

$$\text{積立金} - \text{解約控除費用} = \text{解約返戻金}$$

保険料の払込方法が一時払の場合

〔契約締結時〕

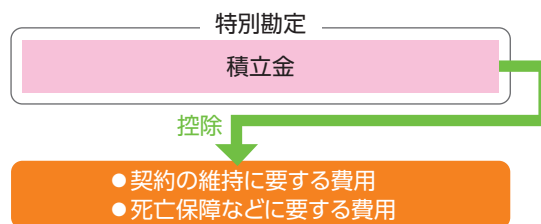
保険料から保険契約の締結に要する費用を控除します。



〔契約日以後〕

保険契約の維持・死亡保障などに要する費用を積立金から毎月1日*2に控除します。

*2 一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日が1日でない場合は、繰り入れる日



〔解約・減額をした場合〕

ご負担いただく費用(解約控除費用)はありません。



特別勘定の資産の運用実績例

変額保険(有期型)の保険金額・解約返戻金額は、運用実績に応じて変動(増減)しますが、変動保険金額の取扱方法はオプションA(積立機能重視)とオプションB(保障機能重視)で異なります。オプションAとオプションBの違いを下記のグラフ・表にてご確認ください。

運用実績については、事業年度ごとにご契約者にお知らせします。

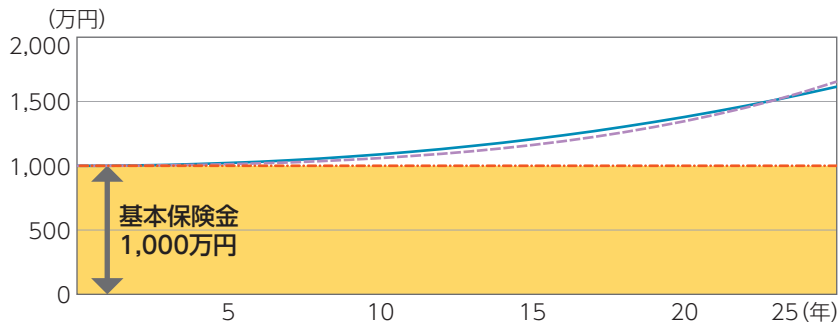
下記のグラフ・表は例示の運用実績が保険期間中そのまま推移したと仮定して計算したもので、確定数値ではありません。実際には、保険金額・解約返戻金額は運用実績に応じて変動(増減)します。例示の運用実績[0%、3.5%、7.0%]は、特別勘定にかかるもので、保険料全体に対するものではありません。また、その数値は上限または下限を示すものではありません。したがって0%を下まわり、運用実績がマイナスとなる場合もあります。

ご契約例

- 被保険者：35歳 男性
- 保険期間：60歳満期
- 個別毎月払保険料：28,390円
- 基本保険金額：1,000万円
- 保険料払込期間：60歳まで

死亡保険金額^{*}の推移

- 0%、3.5%の場合
- オプションA 7.0%の場合
- オプションB 7.0%の場合



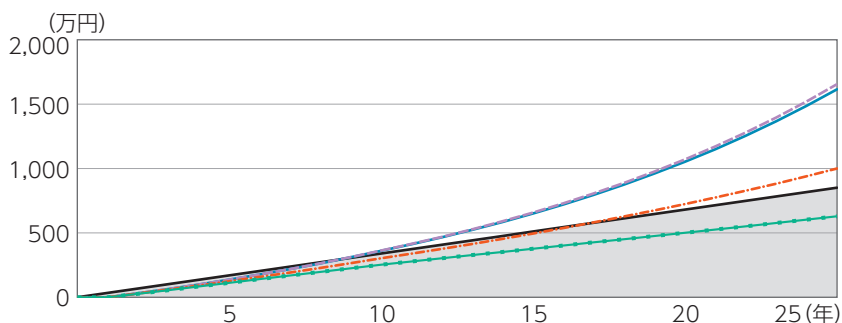
運用実績	経過年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年
0%の場合	オプションA・B共通	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
3.5%の場合	オプションA・B共通	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
7.0%の場合	オプションA	1,004	1,012	1,060	1,162	1,347	1,655
	オプションB	1,007	1,022	1,089	1,207	1,380	1,615

* 死亡保険金額とは、基本保険金額と変動保険金額を合計した金額です。

単位：万円(万円未満は切り捨て)

解約返戻金額の推移

- 払込保険料累計
- 0%の場合
- 3.5%の場合
- オプションA 7.0%の場合
- オプションB 7.0%の場合



運用実績	経過年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年
	払込保険料累計	102	170	340	511	681	851
0%の場合	オプションA・B共通	55	112	253	377	501	629
3.5%の場合	オプションA・B共通	60	124	303	495	724	1,000
7.0%の場合	オプションA	64	137	363	658	1,071	1,655
	オプションB	64	137	361	651	1,053	1,615

単位：万円(万円未満は切り捨て)



保険用語のご説明

特別勘定	特別勘定とは、変額保険と変額個人年金保険にかかる資産を他の保険種類の資産と区分し、独立して管理・運用を行う勘定のことです。詳細についてはP.3「特別勘定の種類と運用リスク」をご覧ください。
積立金	積立金とは、特別勘定で管理・運用されている資産のうち、個々の契約に係わる部分のことで、特別勘定の資産の運用実績により毎日増減します。
繰入比率	繰入比率とは、各契約の保険料のうち、特別勘定で運用される金額をどのような割合で8つの特別勘定に投入するかを決定する比率のことです。
基本保険金額	基本保険金額とは、ご契約の際にお決めいただく保険金額のことで、死亡・高度障害状態のときにこの保険金額は最低保証されます。
変動保険金額	変動保険金額とは、特別勘定の資産の運用実績により変動(増減)する保険金額のことです。



ご契約に際して

以下は主契約についてのご説明です。特約についての詳細は、下記担当者までお問い合わせください。

契約年齢の範囲

- ◆0歳～78歳(保険料払込方法が一時払の場合は0歳～70歳)
- 契約年齢によって保険期間や保険料払込期間は異なります。

取扱保険金額

- ◆基本保険金額: 100万円～7億円

保険料払込方法

- ◆年払・半年払・月払・一時払のいずれかをお選びいただけます。

契約者貸付

- ◆解約返戻金額の所定の範囲内で貸付を受けることができます。
- 貸付金の上限は、解約返戻金額が運用実績に応じて日々増減するため、変動します。ご注意ください。

自動延長定期保険への変更

- ◆解約返戻金のあるご契約で、保険料のお払い込みがないまま払込猶予期間が過ぎたときは、保険金額を定額とする自動延長定期保険に自動的に変更されます。
- ◆変更後の保険金額は、払込猶予期間満了時の普通死亡保険金額と同額です。
- ◆変更後の保険期間は、払込猶予期間満了時の解約返戻金をもとに新たに定めます。算出した保険期間が変更前のご契約の保険期間満了日を超える場合はその日までとし、保険期間満了時に生存されていたときは、生存給付金をお支払いします。
- ◆変更後は特別勘定による運用は行いません。
- あらかじめ希望されない旨のお申し出があった場合は適用されません。
- 変更後3か月以内かつ保険期間内に保険料をお払い込みいただいた場合、自動延長定期保険への変更を行わなかったものとして取り扱います。

定額払済保険への変更

- ◆以後の保険料のお払い込みを中止して、保険金額を定額とする保険料払込済の定額払済保険に変更できます。
- ◆変更後の保険金額は、変更時の解約返戻金をもとに新たに定めます。保険金額は変更時の死亡保険金額より少なくなりますが、保険期間は変更前と同じです。
- ◆変更後は特別勘定による運用は行いません。

定額延長定期保険への変更

- ◆以後の保険料のお払い込みを中止して、保険金額を定額とする保険料払込済の定額延長定期保険に変更できます。
- ◆変更後の保障内容は、死亡保険金と高度障害保険金のみとなります。保険金額は変更時の死亡・高度障害保険金額と同額です。
- ◆変更後の保険期間は、変更時の解約返戻金をもとに新たに定めます。算出した保険期間が変更前のご契約の満期日を超える場合は変更前の満期日までとし、保険期間満了時に生存されていたときに、生存給付金をお支払いします。
- ◆変更後は特別勘定による運用は行いません。

保険料を一時払とする変額保険への変更

- ◆保険期間の満了前3か月以内で、解約返戻金額がこの保険契約の基本保険金額に満たないときは、積立金を一時払の保険料とした変額保険(有期型・終身型)に変更できます。

年金でのお受け取り

- ◆5年ごと利差配当付年金支払特約を付加することにより、保険金等または解約返戻金相当額を年金で受け取ることができます。

特別勘定の廃止

- ◆関係法令などの改正、特別勘定資産の減少、資産運用の対象となる市場の変化、その他これに準じる事態が発生し、この保険契約の効率的な資産の運用が困難な状況となると認められた場合には、特別勘定を廃止することがあります。

付加できる特約

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 平準定期保険特約 平準定期保険特約(喫煙リスク区分型) 無解約返戻金型平準定期保険特約 家族収入特約 遞減定期保険特約 生前給付定期保険特約 災害死亡給付特約 | <ul style="list-style-type: none"> 傷害特約 入院総合保障特約(87) 成人病総合保障特約(95) がん特約 リビング・ニーズ特約(04) 買増権保証特約(92) 5年ごと利差配当付年金支払特約 |
|---|---|
- 特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。

ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」、「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

ご契約のしおり・約款はご契約に伴う大切なことがらを記載したもので、**クーリング・オフ**(お申し込みの撤回)、**告知義務違反、免責、解約に関するご注意、契約内容の変更**など、ご契約者に必要な保険の知識について説明しています。必ずご一読のうえ大切に保管してください。また、**重要事項説明書(契約概要)**は保険商品の内容などをご理解いただくために必要な情報を記載したものであり、**重要事項説明書(注意喚起情報)**は契約内容などにおいてご注意ください情報に記載したものです。お申し込みの前に必ずご一読いただき、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

保険種類をお選びいただく際には「ソニー生命の保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険はソニー生命の保険種類のご案内に記載されている**変額保険**です。ソニー生命の保険種類のご案内は当社のライフプランナーまたは代理店にご請求ください。また、最寄りの支社・営業所にもございますのでご覧ください。

生命保険募集人について

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、当社の担当者(生命保険募集人)の身分・権限などに関しまして確認をご要望のときは、カスタマーセンターまでご連絡ください。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
 ホームページ <http://www.sonymife.co.jp>

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。